

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年9月16日
照会部署名 中村年金事務所厚生年金適用調査課
照会担当者 (厚生年金適用調査課長) 近藤 和恵
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス

業務実施部署の長の確認 田中

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010-033	本部受付番号 No. 2010-954
-------------------------	---------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

月額変更(随時改定)について

(内容)

健康保険組合加入事業所より問い合わせがありました下記事案について、照会させていただきます。

	【厚年】	【健保】
2008年(算定基礎)	578,029円	578,029円
報酬月額	59万円	59万円
2009年(算定基礎)	606,083円	606,083円
報酬月額	62万円	62万円
2010年(算定基礎)	603,515円	603,515円
報酬月額	59万円	59万円
6月に昇給		
9月随時改定	666,045円	666,045円
報酬月額	62万円 ←	68万円 ←

二等級
U
P

月変対象外

月変対象

6月の昇給により9月の随時改定に該当し、健康保険の報酬月額は68万円となるが、厚生年金保険は上限の62万円となり二等級差が生じないため、2010年の算定基礎で決定した59万円で決定となる。

この場合、厚生年金保険と健康保険の報酬月額にずれが生じるが、下記①、②のどちらの取扱いとすべきか。

- ① 算定基礎届（厚生年金保険）の報酬訂正を行う
- ② 報酬月額はズレたままにしておく

また、報酬月額を訂正する場合は、どのように取扱うべきかをご教授願います。

（ブロック本部回答）

ご照会の事例については、具体的な取扱いが示されていないため、本部へ照会すべきものと思料します。

回答日 平成22年9月17日
回答部署名 中部ブロック本部適用徴収支援部
厚生年金適用支援グループ
回答作成者 マニュアルインストラクター
(厚生年金適用支援グループ長) 栗本 孝広
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

（本部回答）

①の取扱いとなる。（疑義照会No.2010-293を参照されたい。）

回答日 平成23年3月25日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者 (一般) 柿崎 光政
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認
(軽微なものについてはグループ長)

坂東